

## 岩国市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

### 2 促進計画の目標

#### 1 岩国地域

##### (1) 現況

岩国地域は、県最東端に位置し、東側は瀬戸内海に臨み、北は和木町、さらに小瀬川を境に広島県大竹市に接し西は美川地域、南は周東地域、由宇地域にそれぞれ接している。気候も瀬戸内海型に属しており、農地のほとんどは山間部及び海岸線に細長く分布している。豊富な錦川水系の水量を利用し、水稻及びれんこんを中心に野菜、果樹等の生産が盛んである。農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、地域の共同活動を支援する必要がある。また、振興山村地域では平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要があり、また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した農業に取り組むことにより、生物多様性を保全し多面的機能の発揮の促進を図る必要がある。

##### (2) 目標

本地域では、地域の実情を踏まえつつ、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項第1号に掲げる事業（以下「1号事業」という。）を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進を図る。併せて、同項第2号に掲げる事業（以下「2号事業」という。）並びに同項第3号に掲げる事業（以下「3号事業」という。）の取組を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

#### 2 由宇地域

##### (1) 現況

由宇地域は、県東部に位置し、南は柳井市に隣接し、東は瀬戸内海に面している。気候は瀬戸内海型に属しており、温暖な気候と由宇川の豊富な水に恵まれ、水稻、れんこんを中心にトマト等の野菜や果樹の生産が盛んである。農地の大部分が山間部に位置しており県知事が指定する特認地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

## (2) 目標

本地域では、地域の実情を踏まえつつ1号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進を図る。併せて、2号事業並びに3号事業の取組を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 周東地域

## (1) 現況

周東地域は、県東部の島田川上流に位置し、西は周南市、南は柳井市、田布施町、光市に隣接している。東部から北部にかけては標高600m程度の比較的高峻な丘陵地、南部は低丘陵地となっており、中央部を島田川とその水系の中山川、東川が流れ、これに沿って中央低地を形成している。水稻を中心に畜産やイチゴなどの施設野菜、露地野菜等の生産が盛んである。特定農山村地域・振興山村地域・過疎地域の指定を受けた地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

## (2) 目標

本地域では、地域の実情を踏まえつつ1号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進を図る。併せて、2号事業並びに3号事業の取組を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 4 玖珂地域

## (1) 現況

玖珂地域は、県東部の旧玖珂郡の中央部に位置し、西部と南部以外の三方を標高100～600mの山岳に囲まれ玖珂盆地を形成している。水利は、島田川水系の豊富な水量に恵まれ、気候は瀬戸内海型気候で、水稻、野菜、畜産が盛んである。県知事が指定する特認地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

## (2) 目標

本地域では、地域の実情を踏まえつつ1号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進を図る。併せて、2号事業並びに3号事業の取組を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 5 錦地域

### (1) 現況

錦地域は、県北東部に位置し、広島県、島根県に隣接し、中国山地の尾根に位置する海拔 1,000m 内外の高峰が随所に存しており、平地が乏しく、内陸的な気候である。水稻を中心にしたわさび、畜産、野菜等の生産が盛んである。特定農山村地域・振興山村地域・過疎地域の指定を受けた地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

### (2) 目標

本地域では、地域の実情を踏まえつつ 1 号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進を図る。併せて、2 号事業並びに 3 号事業の取組を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 6 美川地域

### (1) 現況

美川地域は、急峻な地形が多く、錦川の本支流に沿った狭少な山裾の農地や高台及び山地の斜面を開いた農地において水稻や野菜の生産、畜産経営が営まれている。特定農山村地域・振興山村地域・過疎地域の指定を受けた地域で農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

### (2) 目標

本地域では、地域の実情を踏まえつつ 1 号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進を図る。併せて、2 号事業並びに 3 号事業の取組を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 7 美和地域

### (1) 現況

美和地域は、県東部に位置し、小瀬川をはさんで広島県大竹市に接し、北西部は羅漢山を源に発する生見川、下畑川、小瀬川の各流域の河成段丘に耕地が列している。北部は標高 500m 以上の高地が連なりその谷間に農地が点在し、中南部は標高 200m 前後で農地も多く分布している。水稻を中心として果樹、畜産、野菜等の生産が盛んである。特定農山村地域・振興山村地域・過疎地域の指定を受けた地域で農業の振興

を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

## (2) 目標

本地域では、地域の実情を踏まえつつ1号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進を図る。併せて、2号事業並びに3号事業の取組を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 8 本郷地域

### (1) 現況

本郷地域は、中国山地の高地に位置し、羅漢山等急峻な山岳がそびえ傾斜地が多く平坦地が乏しく中央を流れる本郷川とその支流沿いに農地が開けている。水稻を中心とし野菜、果樹、畜産等が盛んである。特定農山村地域・振興山村地域・過疎地域の指定を受けた地域であり、農業の振興を図り農業生産活動等を維持するためには、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。併せて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の支援や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

### (2) 目標

本地域では、地域の実情を踏まえつつ1号事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進を図る。併せて、2号事業並びに3号事業の取組を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                 |
|---|-----------|---------------------------|
| ① | 岩国地域      | 法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業 |
| ② | 由宇地域      | 法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業 |
| ③ | 周東地域      | 法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業 |
| ④ | 玖珂地域      | 法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業 |

|   |      |                           |
|---|------|---------------------------|
| ⑤ | 錦地域  | 法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業 |
| ⑥ | 美川地域 | 法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業 |
| ⑦ | 美和地域 | 法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業 |
| ⑧ | 本郷地域 | 法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を促進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

2号事業の実施に関し、別紙のとおり定めることとする。

(別紙)

## 促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### 1 対象農用地の基準

#### （1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

##### （ア）特定農山村地域

旧本郷村全域、旧周東町全域、旧錦町全域、旧美川町全域、旧美和町全域

##### （イ）振興山村地域

旧岩国市の一部、旧本郷村全域、旧周東町の一部、旧錦町全域、旧美川町の一部、旧美和町全域

##### （ウ）過疎地域

旧本郷村全域、旧周東町全域、旧錦町全域、旧美川町全域、旧美和町全域

##### （エ）離島振興対策実施地域

旧岩国市の一部

##### （オ）指定棚田地域

指定なし

##### （カ）都道府県知事が指定する地域

旧由宇町（中倉、峇清、西区）、旧玖珂町（山王原、上谷）

#### イ 対象農用地

##### （ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

##### （イ）自然条件により小区画・不整形な田

##### （ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田の勾配が 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地の勾配が 8 度以上 15 度未満の緩傾斜農用地を全て対象とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 % 以上、畑（草地含む。）15%以上の農用地

(オ) 山口県知事が地域の実情に応じて指定する地域

## 2 集落協定の共通事項

(1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(2) 集落協定における交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、地域の状況に応じた交付金の活用が可能である。

また、共同取組活動の実施に当たっては、農地・農業用水等の資源の良好な保全とその質的向上を目的に、多面的機能支払交付金実施要綱に基づく地域ぐるみの共同活動への支援措置が講じられていることから、交付金の活用に努めるものとする。

## 3 対象者

個別協定において交付金の交付の対象となる者として中山間地域等直接支払交付金実施要領（実施要領）第 6 の 1 の (2) で定める認定農業者、認定新規就農者に準じる者とは、次のいずれかに該当するなど、本市の実情にあわせて市長が指定した者とする。

ア 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者

イ 農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者

## 4 その他必要な事項

(1) 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については交付金交付対象とする。

(2) 交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を市長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金交付対象とすることができる。